

シリーズ「グローバル・ジャスティス」
第 39 回「立憲主義と平和主義を考える」
報告者：樋口陽一（96 条の会代表、東北大学名誉教授）
（2013 年 7 月 16 日）

シリーズ「グローバル・ジャスティス」第 39 回目は「立憲主義と平和主義を考える」と題されたご講演を樋口陽一教授から賜った。

最近俄かに高まりつつある憲法改正の議論だが、従来の議論とは少し異なる問題構成をとっている。それは例えばこれまで頻繁に浮上してきた憲法第 9 条の問題には限定せず、憲法改正手続きのルールを定めた第 96 条の改正を図ろうとする動きである。この動きは、しかし、決して安易に手続き上の問題として論じうるものではなく、法制史上、政治思想史上の問題として捉えるべきであり、その意味で、決して看過も許容もし得えない。それは、立憲主義、すなわち委譲した主権を権力者が恣にすることを禁ずべきとする国民と国家のあるべき関係の根幹を揺るがせにする根本問題である。

憲法改正手続きのハードルを引き下げようとするその主張はそもそも立憲秩序の公正性に悖るものである。というのも、我々国民が委譲した権力をコントロールしようとするのが、憲法の役割であり、立憲主義はその根拠を示した思想である。従って、時の権力者が憲法改正を唱えることがそもそも思想的には無根拠で、憲法を正統性の根幹に据えた近代以降の国民国家においては容認できない、おかしい話なのである。

立憲主義の根本理念を確認すれば、考えなければならないのは立憲主義と民主主義の緊張関係である。憲法改正の主体はあくまで国民であるが、間接民主制をとる以上、国民の代表として、また唯一の立法機関として国会がその主体となる。そしてその国会の信任に基づき、内閣が組織される。他方、その時々々の民意に従って政治を運営するのが民主主義の考え方であり、選挙で国民の代表者である政治家を選ぶのである。従って、憲法の主人たるべき国民、その代表者たる政治家、国会と、内閣の間には「憲法の遵守」と「憲法の改正」の二つのモメントが組み込まれており、緊張を孕んでいる。しかし、あくまで時の民意に徒に左右されることなく、秩序を守るために立憲主義が優位するべきなのである。

また、憲法改正を唱える自民党の憲法草案自体にも重要な欠陥が存する。それは「個人」から「人」へ、という彼らの考え方にある。これが意味するのは、「すべて国民は、個人として尊重される」とした憲法第 13 条に反して、各人の個人的権利や尊厳の抑制乃至侵害の可能性である。戦前の帝国憲法においては、「個人」という考え方は欠如していたが、戦後の現行憲法においてようやく登場したのである。あらゆる権利の、それ以上遡ることのできない最小単位である「個人」の登場、この決定的意義を、自民党の憲法草案は蔑ろにしようとしており、戦前への逆行と評さざるを得ない。

最後に、立憲主義と平和主義について述べれば、日本の場合に限れば、時の権力者の権力濫用に対し、立憲主義の「権力批判機能」が平和の実現に繋がるものと考えられる。人類普遍の理念でもある平和の実現に向けて、憲法第 9 条は最も崇高な条文であり、日本が世界に対して保持すべき立場とその理念は、現代の局面にあつては、立憲主義の考え方に照らして改めて確認すべき事柄である。